

## 新潟市乳児等通園支援事業補助金交付要綱

### (趣 旨)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項に定める乳児等通園支援事業の認可を受けた保育所、認定こども園、小規模保育施設、事業所内保育施設等（以下、「事業者」という。）が実施する乳児等通園支援事業（以下、「事業」という）について、予算の範囲において補助金を交付するものとし、その交付に関しては新潟市補助金等交付規則（平成16年規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の対象)

第2条 この補助金は、事業者が新潟市乳児等通園支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき実施する事業を交付の対象とする。

### (交付額)

第3条 この補助金の交付額はそれぞれ以下に定める金額とする。

#### (1) 事業に要する経費

以下のとおりとする。なお、当該単価については、年度当初の年齢に応じた単価とする。

ア 0歳児：こども一人1時間あたり1,300円

イ 1歳児：こども一人1時間あたり1,100円

ウ 2歳児：こども一人1時間あたり900円

#### (2) 加算

以下のアに定義する障がい児、医療的ケア児又は要支援家庭のこども（以下「障がい児等」という。）を受け入れる施設において、アの定義に該当するこどもの利用時間に応じて、イの加算を適用する。なお、障がい児等に対する加算については、複数の加算に該当する場合、いずれか一つのみ適用する。

##### ア 定義

(ア) 障がい児とは、新潟市が認める実施要綱第2条2(8)に定める障がい児とし、身体障がい者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障がいに関する専門的知見を有する者による意見提出など、障がいの事実が把握可能な資料等をもって確認する。

(イ) 医療的ケア児とは、人工呼吸器を装着しているこどもその他の日常生活を営むために医療を要する状態にあるこどもであると新潟市が認めたこどもをいう。

(ウ) 要支援家庭のこどもとは、例えば、こども家庭センターによるサポートプランが作成されている、若しくは作成の対象となっているなど、関係機関が連携して支援を行う必要があると新潟市が認めた家庭のこどもをいう。

##### イ 加算

(ア) 障がい児：こども一人1時間当たり400円

(イ) 医療的ケア児：こども一人1時間当たり2,400円

(ウ) 要支援家庭のこども：こども一人1時間あたり400円

## (2) 賃借料補助

事業者が貸室を借り上げて令和7年4月以降に新たに事業を実施した又は実施する場合に支弁する当該貸室の賃借料（開所前月分の賃借料及び礼金を含む）を以下の額により補助する。

ただし、当該貸室を他の事業と併用して利用する場合には事業ごとに利用している面積による按分を行ったうえで当該事業分のみ賃借料を算出する。なお、既に借り上げている既存施設の一部を共用して事業を実施する場合には賃借料補助の対象とはしないが、当該部分を切り離して共用せずに事業を実施する場合は賃借料補助の対象とする。

- ・一事業所当たり 3,066,000 円（賃借料及び礼金に限る）

※事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。

## (3) 賠償責任保険料

事業者が事業を実施するに際して新たに賠償責任保険に加入した場合、その保険料。

## (4) 当日キャンセル時間分

当日キャンセルが発生した場合は、当該キャンセルの時間分について、(1)の経費を支払い対象とする。ただし、事業者が新潟市から経費の支払いを受けるためには、利用予定者がキャンセルした客観的事実（日時、利用予定時間、キャンセル連絡の有無）を記載した挙証資料を新潟市に提出しなければならない。

## (5) 減免された利用料

実施要綱第11条に規定する減免措置により減免された利用料。

## (交付の申請)

第4条 この補助金の交付を受けようとする事業者は、別記様式1による「補助金交付申請書」を市長に提出しなければならない。

## (交付の決定)

第5条 市長は、第4条に定める交付申請を受けたときは、申請書等を審査し、補助金の交付の適否を決定し、別記様式2による「補助金交付（不交付）決定通知書」により、申請を行った事業者に通知するものとする。

## (納税証明書の提出)

第6条 この補助金の交付を受けようとする事業者は、市税を滞納していないことを証するため、納税証明書を市長に提出しなければならない。ただし、事業者が以下の号に該当する場合はこの限りでない。

- ア 公益法人、社会福祉法人及び非営利型法人である場合
- イ 新潟市内に事務所・事業所等や住所等若しくは把握可能な資産がない、又は設立間もないなどにより新潟市税の課税がないことが推定される場合
- ウ 非課税や減免などにより通常、納税がないことが推定される団体（自治会・町内会、地域コミ

ユニティ協議会、マンション管理組合など)である場合

(実績報告)

第7条 第5条に定める交付の決定を受けた事業者は、事業の完了後、速やかに別記様式3による「補助金変更交付申請兼実績報告書」を作成し、市長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第8条 市長は、第7条に定める変更交付申請兼実績報告を受けたときは、報告書等を審査し、その結果を別記様式4による「補助金変更交付決定兼確定通知書」により事業者に通知するとともに、補助金を交付する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別記様式1（第4条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者 施設名

施設設置者名

令和7年度新潟市乳児等通園支援事業補助金交付申請書

新潟市乳児等通園支援事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助事業の開始年月日  
及び完了年月日
- 4 交付申請額
- 5 情報の公表の内容、方法及び時期
- 6 添付書類

別記様式2（第5条関係）

新 第 号  
年 月 日

様

新潟市長 印

令和7年度新潟市乳児等通園支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

令和 年 月 日付けで交付申請のあった事業に対する補助金について、下記のとおり交付（不交付）の決定をしたので、新潟市乳児等通園支援事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 交 付 決 定 額（不交付の理由）

別記様式3（第7条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者 施設名

施設設置者名

令和7年度新潟市乳児等通園支援事業補助金変更交付申請兼実績報告書

令和 年 月 日付け新 第 号で補助金の交付決定のあった事業が完了したので、新潟市乳児等通園支援事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり変更交付申請及び報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業完了年月日
- 3 既交付決定額
- 4 変更交付申請兼実績報告額
- 5 交付済額
- 6 精算額
- 7 添付書類

別記様式4（第8条関係）

新 第 号

年 月 日

様

新潟市長

印

令和7年度新潟市乳児等通園支援事業補助金変更交付決定兼確定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告のあった新潟市乳児等通園支援事業補助金について、下記のとおり変更交付決定及び額の確定をしたので、新潟市乳児等通園支援事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 交 付 決 定 額
- 3 交 付 済 額
- 4 確 定 額